

学校事務職員の標準数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

- 第9条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。
- 一 4学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に1を乗じて得た数
 - 二 3学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に4分の3を乗じて得た数
 - 三 27学級以上の小学校の数に1を乗じて得た数と21学級以上の中学校中等教育学校の前期課程を含む。)の数に1を乗じて得た数との合計数
 - 四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)第2条に規定する保護者(同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。)及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数

学級数	標準数
3学級の小学校及び中学校	3/4 人
4学級以上の小学校及び中学校	1 人
27学級以上の小学校と21学級以上の中学校	2 人

加配事務職員の根拠

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

- 第15条 第7条から第9条まで及び第11条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。
- 四 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する施行令

- 第15条
- 4 法第15条第4号の政令で定める事情は、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校を含む複数の義務教育諸学校において多様な人材の活用、情報化の促進等により多様な教育が行われる場合に当該学校がそのための事務処理の拠点となつていることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該拠点となつている学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第9条の規定により算定した数に加えるものとする。